

業務改善の実施状況報告

組織名	近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署	連絡先	077-544-3871
所管する業務の概要	国有林野の管理経営、民有林の森林整備等の指導、治山事業等の実施等		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組実績及び現在実施している取組 <p>(1) 業務における心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部との対応では、①署の代表としての認識を持つ、②親切丁寧な対応、③初期対応の重要性等に努めている。 森林管理署は地域林業の核となる組織であり国有林の管理経営だけでなく、民有林施策との連携を図るため低コスト作業道開設研修会の合同開催について取組を行っている。 <p>(2) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 署ホームページに寄せられた意見、苦情、地元からの要望には、従来から適宜適切に対応することとしている。 大雨に伴い国有林から濁水、崩土等の苦情があれば、現地調査を行い、関係者と相談の上早期の対応を行っている。 <p>(3) 国民へ情報提供姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント等においては、現地説明や解説資料について分かりやすい用語を使用することに心がけている。 一般の方々に森林に親しんで頂くため「レクリエーションの森林」を設置し、森林浴等を楽しめるよう案内標識や遊歩道整備など利用者の利便性向上の取組をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題とその改善策 <ul style="list-style-type: none"> 電話の受取、部外者への説明には専門用語を使わずに出来るだけ簡単な表現で、また丁寧な対応となるよう会議等で引き続き指導している。

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>1. 政策・事業等の企画立案・推進</p> <p>(1) 政策のニーズ等の把握に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 署のホームページを更新し、情報提供を拡充したほか意見を聞くコーナーを設けて幅広い方々のニーズの把握に努めている。 ・ そのほか、以下のような取組を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 毎年「国有林野等所在市町村長有志協議会」を開催して地元市町のニーズを把握 ② 琵琶湖・淀川流域の滋賀、京都、大阪の3府県連絡調整会議で流域周辺の住民のニーズを把握 ③ レクリエーションの森林に関係する者で構成される管理運営協議会でレク森や周辺地域のニーズを把握 ④ 森林ボランティア活動や森林環境教育などを通して、一般の方の森林に対するニーズを把握 ⑤ 地元の木材市場、製材業者などに足を運び、木材の需給動向等を把握 ⑥ 署長等が出席する各種会議において署事業の説明とともに、意見要望を聞いている <p>(2) 関係部署との連携強化のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 署長以下全職員が参加した出署日を主に月1回開催し、連絡事項ほか署内の懸案事項の共有化等を行っている。 <p>(3) 国民への政策等の説明方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当署の事業概要を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、理解を得る取組をしている。 ・ 奥地国有林内での治山事業について地元の説明することで大型車の通行する理解を得る取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署に寄せられた意見、要請、苦情については、早期に対応する、実施している対策等を分かりやすく丁寧な説明が理解につながることから意見要望等にはそのような姿勢で対応をしている。 ・ 毎年、地元市町長との意見交換を行う場としての国有林野等所在市町村長有志協議会を通じて国有林に対する意向を把握し、また、民有林へのサポート等で連携を図ることとしている。 ・ 地元集落が近い箇所での治山事業について住民を対象に現場説明会の開催も検討している。

2. リスク管理

(1) リスク管理の手順・ルール

- ・ 署長、関係課長、担当係長等による業務点検委員会を定期的に開催して、法定協議の脱落がないようチェックしている。
- ・ 重大な労働災害が発生した場合に迅速な救護、関係機関との的確な連絡が行われるよう緊急連絡体制を整備し、模擬訓練等で安全意識の高揚に取り組んでいる。
このほか、山火事、大雨や台風等の自然災害に対しても迅速な対応や署内、上局、関係機関との連絡を円滑に行うための緊急連絡体制を整備している。
- ・ 猛禽類の営巣が確認されている箇所での治山事業について、事前に学識経験者の意見を聞いて実施している。

(2) 過去の失敗や教訓の活用

- ・ 間伐予定箇所未確認の埋蔵文化財が発見される可能性もあることから、県、地元町と情報交換をしながら事業を進めることにしている。

- ・ 情報の共有化で現場への応援業務が速やかに実施でき、業務を円滑に実施している。また、事務のチェック漏れを防ぎ、リスク管理の意識も高まっている。
- ・ 情報の共有化で担当者以外でも迅速な対応が出来るようになってきている。
- ・ 緊急連絡体制の重要性が再確認できたところであり、職員の安否や被害調査に係る連絡体制に不備はないか、新たな目で再検証することになっているほか、人事異動の際にも不手際がないようその都度チェックしている。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・現場を含む職員間で自由に意見を言える、明るい職場をつくること、情報の共有、リスク管理等で重要なことから出署日や定期的な課内打合せのほか、現場職員が集まる機会を利用して職員間の情報交換を行う場を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こうした取組が定着するよう努めている。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	